

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第九号
令和五年三月一日発行（抜刷）

資料

神宮御師橋村家資料における新出の中世道者売券について

小林 郁

神宮御師橋村家資料における新出の中世道者売券について

小林 郁

□ キーワード

伊勢神宮・神宮御師・橋村大夫・中世道者売券・松浦氏・大村氏

はじめに

本稿は、神宮御師（以下、「御師」と表記）橋村氏に伝来した資料群「伊勢御師橋村家関係資料」内に含まれる中世文書のうち、新出となる「国宗左衛門末広道者売券 附道者覚書」（永正六年閏八月吉日付）について翻刻・紹介するものである。橋村氏は、代々伊勢の神宮（外宮）の権禰宜を世襲した度会四門の一族である。本家となる橋村主膳家は、度会四門茂遠流権禰宜清春の次男・国正を始祖とし、^①中近世に至るまで十二家の分家（帯刀家・織部家・内蔵家・右近家・宰記家・弾正家・吉大夫家・久大夫家・團右衛門家・主計家・三郎左衛門家・大蔵家）が立てられている。^②当一族は、西国を中心に約三十一万軒もの檀家を擁する外宮御師でもあり、本家の主膳家にいたっては「橋村八郎大夫」という御師銘で、文明年間（一四六九〜八六）には既に御師としての活動が道者売券等の文献史料上で確認されている。^④また、佐賀藩主鍋島氏・肥前平戸藩主松浦氏等の武家と師檀関係にあり、肥前国

を中心に北九州一帯を檀所としていた「橋村肥前大夫」（宰記家の御師銘）は、十八世紀後半段階で檀家数十一万四千二十一軒という外宮の中でも比較的規模の大きな御師として名高く、近世における外宮鳥居前町の自治組織（山田三方）の構成員として名を連ねる程の有力御師家であった。

ところで筆者は、数年前より橋村氏の後裔者と御縁があり、令和元年度からの科学研究費助成事業にて、中世末期から近代における神宮御師橋村氏の網羅的な史資料調査研究を進めている。^⑤本課題で研究素材としている「伊勢御師橋村家関係資料」は橋村氏に伝来した従来未確認の史資料で、管見の限りで四家分（主膳家・宰記家・主計家・大蔵家）の史資料が統合されており、総数は一万点以上にも上ると見られる。内容は、外宮神職・御師・山田の町政等に関わる古文書・書簡類をはじめ、参宮人帳等の記録類や編纂物を含む和本類、書画、器物類等と多彩であり、このような膨大な「家」資料が確認された事例は、既存の御師関係資料のなかでも稀有なものと言えよう。

資料群全体の年代は主に近世から近代で、古文書類については近世文書が大半を占めているが、これまでの調査で僅か数通ではあるが中世文書が発見されている。「国宗左衛門末広道者売券 附道者覚書」は、その中でも最古の古文書となり、^⑥従来の研究でも確認されていない新出の中世道者売券であるため、その存在は極

めて貴重となる。一通のみではあるが、現段階で判明し得た内容について解説しておく。

文書の所見

本稿で紹介する「国宗左衛門末広道者売券 附道者覚書」は、筆者の進める科学研究費事業で調査中の「伊勢御師橋村家関係資料」の中から発見されたものである。前述のように、この資料群は橋村氏の本家となる主膳家（八郎大夫家）、「橋村肥前大夫」の御祓銘で知られる宰記家、主計家、大蔵家の四家分の資料から成るが、本文書が作成された永正六年（一五〇九）の段階では分家は存在していない。よって、この文書は必然的に本家の主膳家が受け取ったものということになるが、天正十年（一五八二）頃に本家から分かれた宰記家が十八世紀の段階においても肥前国の道者職を独占的に所持しているという点から、最終的に本文書は宰記家に伝わったものと考えられる。

内容は、肥前国平戸を中心とした道者を、宮後の「国宗左衛門末広」という人物が「橋村新次郎」へ直銭十貫文で売却したというものである。この文書は、次に挙げる関連文書と共に紙綴りで一括されており、そこには「肥前平戸檀所沽券」と記されている。買主の橋村新次郎については、文亀元年（一五〇二）十二月二十六日付で発給されている道者売券にて「のかり彦三郎国道」から道者を買得している、「橋村新二郎」と同一とみられる⁴。また、永正十三（一五一六）年十二月十九日付の「橋村八郎大夫正家・定正連署讓状」⁴が橋村新二郎宛てに出されているところから、正家の子・正高に比定されよう。売主の国宗左衛門末広については、他に関連史料が見当たらないため詳細は明らかでない。しかし、実名に「末」の字が付いている点や、本文書に付属する道者覚書内に「御はつを同御前よりよき御か、みを御まいらせ候」とあるように、「御はつを（御初穂）」を道者から受け取っ

ている旨が記されている点等から、『考訂度会系図』内では見当たらないものの、売主は外宮神職の家筋にそれほど遠くない人物であった可能性も考えられる。

ここで注目されるのは、国宗左衛門末広が当道者を譲り得た相手も、同じ「宮後国宗左衛門」であることである。一見同族からの譲渡とも見られるが、日下には「国宗左衛門吉金六」とある一方で、端裏書には「（前略）宮後国ノ宗左衛門殿道者 吉金六殿うりけん状也」というように、「宮後国ノ宗左衛門」と「吉金六殿」を分けて記されている。このことから、同じ「国宗左衛門」同士の譲渡という特異な状況からみても、「国宗左衛門」はいわゆる御祓銘、あるいはそれに類した名乗りであった可能性を指摘しておきたい。

次に、本文書に付属する道者覚書について見ていく。この史料は年紀を欠いているが、「国宗左衛門末広道者売券」と共に保存されていた点や、二通の紙質が同一であるという点から、売券と同時期に作成され、売買成立時に買主の橋村新次郎側へ売券と共に渡されたものと判断できる。紙面には肥前国の道者（武家）が個人名で列記されており、さらに「ゑかう寺 其外 寺にもあまた候」とあるように、肥前国内の寺院にも多く檀那を抱えていたことが覗える。

史料上の道者のうち、「肥州之守弘定」は肥前国平戸松浦氏の二十三代当主・松浦弘定、「大むら殿」は肥前国藤津郡を本拠とした大村純治に比定できる。松浦弘定は初名を「正」と称し、周辺諸氏を降し平戸松浦氏が北松浦半島を中心に勢力を拡大する中、父・松浦豊久から平戸本家の家督を相続。ところが、峯氏の養子となり田平を統治した兄・昌（後の志佐純元）と相続地をめぐり対立すると、昌の要請を受けた有馬貴純が、延徳三年（一四九二）に少弐氏・大村氏・相神浦松浦氏等と共に正を攻めたため、正は大内義興に軍事支援を依頼した（箕坪合戦）。この時に、正は大内政弘から偏諱を受け、実名を「弘定」に改めている。弘定が平戸に復帰したのは明応六年（一四九七）のことであり、昌と和議を結んだ後、箕坪合戦に加担した佐々氏をはじめとした諸氏を次々と勢力下に置き、平戸松浦

氏の基盤を形成した。本稿で取り上げている道者売券が作成された永正六年は、弘定が死去する六年前に相当する。

また、大村純治については、元禄年間に編纂された九州全域の通史『歴代鎮西志』¹¹の中に、当時の動向についての記載が見られる。大村氏の本拠地である肥前国藤津郡は、かねてより大村氏と対立していた千葉氏らによって、度重なる戦火に見舞われていた。外山幹夫氏の『中世九州社会史の研究』¹²によれば、永正初年の段階で純治は本領を追われ他郡を徘徊しており、長島庄の洪江公勢による加勢や有馬氏との連合によって、隅口の合戦にて千葉胤治・胤繁父子を切り崩すことに成功し、永正四年（一五〇七）二月には本拠の藤津郡に帰ったとされる。また、翌五年には大内義興の下に寄寓していた足利義尹の帰洛に際して、九州の諸領主と同様に純治も上洛している。道者覚書内の「大むら殿」に関する記載には「ろう人」と添え書きがあり、「此九年まゝ二御山中にめされ候時、つくしへ下申時ミくり屋御座候、御はつを同御前よりよき御か、みを御まいらせ候」とあるように、純治は九年前の明応九年（一五〇〇）時点で藤津郡にはおらず、どうやら筑州の地にて「御はつを」と「よき御か、み」を国宗座衛門末広に渡しているようである。また、覚書には純治が「去年御国へ御入」になった旨も記されており、明年国の情勢が静かになったら純治のもとへ罷り下るようにと、本道者の買主である橋村新次郎への伝言が書き添えられている。

道者を売却・譲渡する際、売主側は道者の姓名や檀所の在所等を列記した「檀那帳」（「道者日記」とも称する）を買主側へ渡す。実際、中世の道者売券の中には「檀那帳」を別途提出するという文言が本文中に見られるものがあり、中世の段階で普遍的に取り交わされていたものと判断できる。しかし、本文書に付随する道者覚書については、ほぼ同時代に作成された「檀那帳」と比較すると、檀所・檀那のより詳細な情報が書き連ねられている。先述した檀那の身辺に関わる情報はもちろん、本文内の記述においても、「肥前之国 平戸」や「肥州之守 弘定」

の右横に、「つくしひせんのくに ひらと」や「ひしゅうのかミ ひろさた」といったように、檀所と一部の檀那の氏名に読み仮名が振られていることが確認できる。さらに、「大野殿」の下には「五六六年さき、五六貫文、御神馬まいり候」と、数年先までの初穂料・寄進物を既に受け取っているという、御師活動に必須となる情報も記されている。

道者の売買に伴って、御師間で檀所の在地情勢にかかる情報伝達がなされていたことは想定されるが、史料的な根拠としては、管見の限り本覚書が初見である。十五世紀中頃から出現し始める道者売券の数からして、恐らくこうした覚書は「檀那帳」と同様に普遍的に御師間で取り交わされた可能性が高いと考えられるが、今回原史料として確認できたことは、非常に大きな発見であると評価することができよう。

おわりに

以上、外宮御師橋村氏に伝来した資料群「伊勢御師橋村家関係資料」内に含まれる、中世の道者売券「国宗左衛門末広道者売券 附道者覚書」について紹介してきた。中世の道者売券については、『伊勢市史』中世編の中で二五〇通ほど紹介されており、網羅的な史料研究としては最新のものとされてきたが、今回の発見で一通の新出文書を加えるだけでなく、道者覚書についての新たな見解も示すことができた。

売券の中に記されている道者の情報を見ると、遠方の檀所であるほど郷里や国単位で売買されている傾向にあり、このことは西山氏の研究において既に指摘されている。¹⁶さらに、御師と檀那の関係は極めて個人的なものであったことから、売買に伴う御師の交代は非常に大きな問題であったことは確かである。御師同士の間で檀那に関する情報交換については、現存史料の乏しさからか、従来の研究では

あまり触れられてこなかった。しかし、今回紹介した新出史料から、どのような形で情報伝達がなされていたのかという、極めて具体的な事例が初めて確認された。そこには単なる檀家数ではなく、かなり詳細な個人情報が含まれていた。先述した御師と檀家の関係性を考えると、本文書以外にも類例が確認されて然るべきと思われるが、売券自体は買手側に継承される一方で覚書の内容は道者売買の際にのみ必要とされる情報であるためか、長期保存の必要性が無く、後世まで残りにくかったのではないかと考えられる。現在までに、本稿で紹介した事例以外の文書は確認されていないが、今後の他家の御師文書の調査により、類例が蓄積されることに期待したい。

【注】

- (1) 『元徳注進度会系図』（神宮徴古館所蔵）。なお、これ以降に引用する系図類は、神宮古典籍影印叢書五一『神宮禰宜系譜』（八木書店、昭和一九八五年）を参照した。
- (2) 『考訂度会系図』（神宮文庫所蔵）
- (3) 安永六年（一七七七）段階での橋村氏全体の総数。檀家数は、『安永六年外宮師職諸国巨方家数改覚』（神宮文庫所蔵）を参照。
- (4) 『橋村文書』（天理大学附属天理図書館所蔵）
- (5) 基盤研究（C）「神宮御師資料の新たな発見に伴う信仰の地、伊勢」の総合的調査研究」（課題番号…一九K〇一〇〇六）
- (6) 令和四年九月時点。今後の資料調査で更なる新出の中世文書が発見される可能性あり。
- (7) 中世道者売券にかかる主な研究については、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究 増補版』（吉川弘文館、一九七五年）、西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』（吉川弘文館、一九八七年）、『伊勢市史』中世編（伊勢市、二〇一一年）等が挙げられる。
- (8) 『伊勢御師橋村家関係資料』については、橋村大蔵家の屋敷が所在していた場所の家屋から発見された。

- (9) 宰記家の初代当主・正滋は、元は常勝寺の僧侶であったが、天正八年（一五八〇）に父正康より遠江国の道者を譲られており（天正八年十二月吉日付「橋村正康道者譲状（堅切紙）」）、以後還俗して分家したものと考えられる。また、正滋は慶長年間（段階で肥前国一帯の道者職を本家から持ち去っており、本家八郎大夫の同名中から今後一切の出入りを禁じられている（慶長八年十二月二十三日付「橋村正修・正房後室連署契状」）。※本注の引用史料は、すべて天理大学附属天理図書館所蔵「橋村文書」に所収
- (10) 現在の長崎県北西部（北松浦半島北西端）に位置。
- (11) 大塚盛純『歴代鎮西志』上（青潮社、一九九二年）
- (12) 外山幹夫『中世九州社会史の研究』（吉川弘文館、一九八六年）
- (13) 例えば、天文二十年（一五五二）二月十三日付の「広田正棟道者売券」（白米家文書、個人蔵）には「郡在所別紙注進之」とあり、讃岐国の道者が直銭五十貫文で広田正棟から福井勘右衛門（両者とも神主家を出自とする外宮御師）へ売り渡されている。
- (14) 例えば、永正十五年（一五一八）に作成された、外宮御師久保倉大夫の檀那帳「永正十五年道者日記」（神宮文庫所蔵）等がある。
- (15) 『伊勢市史』中世編（伊勢市、二〇一一年）
- (16) 西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』（吉川弘文館、一九八七年）

※本稿は、小林郁代表科研費「神宮御師資料の新たな発見に伴う信仰の地、伊勢」の総合的調査研究（基盤研究（C）、課題番号…一九K〇一〇〇六）の調査研究成果に基づくものである。

（こ）ばやし かおる・研究開発推進センター助教

定 永代沽渡申御道者之事
 合九州肥前国平戸其外一円
 右件道者ハ、宮後国宗左衛門殿道者
 得讓申所実也、雖然依有急用
 直錢拾貫文ニ橋村新次郎殿へ
 沽渡申處実正明鏡也、我々
 宗左衛門方より得讓申九州道者
 一円沽渡申候也、仍為後年沽券
 證文如件
 于時永正六年潤八月吉日
 橋村新次郎殿まいる
 末廣(花押)
 橋村新次郎殿まいる

【積文】

(端裏書)
 「拾貫文九州肥前国一円宮後国ノ宗左衛門殿道者 吉金六殿
 うりけん状也」

定 永代沽渡申御道者之事
 合 九州肥前国平戸其外一円
 右件道者ハ、宮後国宗左衛門方より我々
 得讓申所実也、雖然依有急用
 直錢拾貫文ニ橋村新次郎殿へ
 沽渡申處実正明鏡也、我々
 宗左衛門方より得讓申九州道者
 一円沽渡申候也、仍為後年沽券
 證文如件

于時永正六年潤八月吉日
 橋村新次郎殿まいる
 末廣(花押)
 国宗左衛門吉金六

